

令和2年10月30日  
子ども・若者部  
児童相談所

## 児童相談所の運営状況及び社会的養育の推進に向けた取り組み状況について

### 1 主旨

区は、令和2年4月に児童相談所を開設するとともに、児童福祉法施行令第45条の2の規定に基づく社会的養育の推進に向けた取り組み等を開始した。今般、これらの取り組み状況を取りまとめたので、報告する。

### 2 児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的運用の状況

児童相談所設置に向けたこの間の議論において、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの二元的な児童相談体制の下で生じる様々な問題が指摘されてきた。

区は、一貫した初動対応や、アセスメントの共有など、両機関の一元的運用により適切な援助活動を行っている。

### 3 児童にかかる相談援助活動の状況

#### (1) 児童虐待相談への対応状況

- ・6月は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴い、児童の小中学校等への登校が再開されたことにより、学校等からの児童虐待通告が増加している。

【表1】児童虐待相談対応件数（各月の新規対応件数を計上。不受理となった通告等は除く。単位：件）

相談経路	時点	平成30年度 (年度合計)	令和元年度 (年度合計)	令和2年					計
				4月	5月	6月	7月	8月	
児童相談所		1,043	1,439	68	62	149	110	84	<b>473</b>
子ども家庭支援センター		900	1,265	43	125	178	158	114	618
合計		1,943	2,704	111	187	327	268	198	1,091

【表2】児童相談所が対応中の相談ケースの状況

(単位：件)

内容	時点	令和2年 4月当初	4～8月		令和2年 8月末現在(増減)
			新規 対応件数	終了した ケース数	
被虐待相談		260	<b>473</b>	304	429(+169)
養護相談(被虐待相談除く)		216	26	177	65(151)
障害相談		52	37	57	32(20)
非行相談		56	27	16	67(+11)
育成相談		24	14	15	23(1)
その他の相談		104	2	85	21(83)
合計		712	579	654	637(75)

<参考1> 児童相談所への児童虐待通告件数 (単位:件)

相談経路	時点	令和2年					計
		4月	5月	6月	7月	8月	
児童相談所		129	175	226	238	114	882
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」		23	45	50	29	17	164
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」		23	50	89	68	18	248
その他(警察署からの書類通告等)		83	80	87	141	79	470

<参考1> 「通告件数」と【表1】「対応件数」の関係

<参考1> 「通告件数」は、児童虐待の相談・通告として寄せられた電話等の件数であり、不受理となったものや、同一ケースの重複を含む。

【表1】の「対応件数」は、受理された通告に基づき、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を指す(国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較・検証などに用いられている)。

通告 通告受理 相談対応という相談援助活動の流れの中で、どの時点のケースを指すかにより件数は異なるため、<参考1> 「通告件数」と【表1】の「対応件数」は一致しない。

なお、都世田谷児童相談所の虐待相談受理件数は、平成30年度は1,097件、令和元年度は1,352件となっている。

(2) 一時保護の状況について

- 児童虐待相談対応件数の月ごとの増加に伴い、保護件数が増加している。

【表3】 区の児童の一時保護の件数(人数) (単位:人)

区分	時点	令和2年 3月	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	4~8月 計
新規保護児童数		-	9	6	18	11	12	56
月末時点の保護児童数 (前月比増減)		11	12 (+1)	12 (0)	19 (+7)	25 (+6)	26 (+1)	-

【表4】 区の児童の一時保護の方法 (単位:人)

区分	児童数
新規保護(4~8月計)	56
うち区の一時保護所での保護	48
その他	8

【表5】 区の児童の一時保護の理由 (単位:人)

区分	児童数
被虐待	31
養育困難	16
非行	6
その他	3
合計	56

令和2年4月~8月の新規保護児童(区の児童)の実人数を計上(保護時点における保護理由を計上)。

【表6】 区の一時的保護所の状況 (単位:人)

	区の児童	他自治体の児童	合計
合計	48	5	53
幼児(2歳~5歳)	5	0	5
学齢男子	29	0	29
学齢女子	14	5	19

令和2年4~8月の保護人数(実人数)を計上

<参考2> 令和2年9月1日現在における一時保護所入所率及び児童一人当たりの平均保護日数

区分	令和2年9月1日現在
入所定員(A)	26人
1日当たり平均入所数(B)	12.6人
平均入所率(B÷A)	48.6%
一人当たり平均保護日数	33.9日

<参考3> 令和2年8月末日現在の区の一時的保護所の状況 (単位:人)

	区の児童	他自治体の児童	合計	定員数
合計	22	0	22	26
幼児(2歳~5歳)	3	0	3	6
学齢男子	11	0	11	12
学齢女子	8	0	8	8

<参考4> 都の一時的保護 (単位:人)

区分	時点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都の一時的保護 <sup>1</sup>		2,722	2,918	2,887	3,409	3,644 <sup>2</sup>

1 都全体の一時的保護所(治療指導課での一時保護除く)での保護と、一時保護委託の合計児童数(出典:東京都児童相談所事業概要より。)

2 都世田谷児童相談所の令和元年度の一時的保護 一時保護所102人 一時保護委託79人 合計181人

- (3) 里親・児童養護施設・障害児施設等への入所措置等の状況(令和2年8月末時点)
- ・都や児童相談所設置区との広域調整を活用しながら、適切に入所措置・養育委託を実施している。

【表7】 区の児童の入所措置等の状況 (単位:人)

区分	時点	令和2年3月末	令和2年8月末現在		
			区内	区外	合計(増減)
里親		21	7	14	21(0)
乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等		115	11	91	102(13)
障害児施設		13	0	12	12(1)
合計		149	18	117	135(14)

【表8】 区の児童の新規入所措置等 (単位:人)

区分	令和2年3月	4月	5月	6月	7月	8月	4~8月計
新規入所・養育委託							
里親	-	0	1	2	0	0	3
乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等	-	1	0	3	2	0	6
障害児施設	-	1	0	0	0	0	1
月末時点の入所措置・養育委託児童数	149	140	137	137	138	135	-

【表9】 区の児童の入所措置等の理由

区分	児童数
被虐待	71
養育困難	27
非行	13
その他	24
合計	135

令和2年8月末現在の入所措置・養育委託児童の内訳を計上

#### 4 社会的養育の推進に向けた取り組み状況

- ・区は、里親家庭の普及・促進に向け、児童相談所内への相談専用窓口の設置や、ホームページの開設、里親の養育力向上を目指す研修・トレーニングの実施などに取り組んでいる。
- ・また、里親家庭と児童のマッチングにあたっては、里親担当児童福祉司や里親対応専門員（非常勤）を配置するとともに、児童にとって最善の里親家庭を探すための都区全域でマッチングを実施している。
- ・さらに、年度内において、Twitter や LINE を活用した情報発信による里親制度の認知向上、養育家庭体験発表会等の実施、里親制度説明会の開催（今年度はオンラインの活用を検討中）などを予定している。

#### 5 世田谷区児童福祉審議会の開催状況

##### （1）審議会の設置と開催状況について

- ・世田谷区児童福祉審議会は、児童福祉法第8条に基づき、世田谷区児童福祉審議会条例により設置された児童福祉等について審議する区長の附属機関である。
- ・今年4月の児童相談所開設と同時に児童福祉審議会を設置し、同5月に第1回本委員会を開催した（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催）。

##### （2）各部会の開催状況について

- ・世田谷区児童福祉審議会における所掌事項については、各部会を設置し調査審議を行っている。

##### <参考> 各部会の開催状況（令和2年8月末現在）

###### 里親部会

- ・所掌事項：里親の認定に関する審議等
- ・1回開催（年3回開催予定）

###### 措置部会

- ・所掌事項：施設入所措置等の児童相談所の援助方針と、子どもまたはその保護者の意向が一致しない場合の審議等
- ・4回開催（毎月開催予定）

###### 児童虐待死亡事例等検証部会

- ・所掌事項：児童虐待による死亡事例等の分析及び児童虐待の予防、早期発見等にかかる調査研究及び検証
- ・1回開催（年2回開催予定）

###### 保育部会

- ・所掌事項：保育所及び地域型保育事業の認可にかかる審議等
- ・2回開催（年4回開催予定）

###### 臨時部会

- ・所掌事項：社会的養育推進計画の策定にあたってのその内容の検討
- ・2回開催（年6回程度開催予定）

#### 6 今後のスケジュール（予定）

令和2年 11月 福祉保健常任委員会（上半期の児童相談所の運営状況の報告）

令和3年 5月 福祉保健常任委員会（令和2年度の児童相談所の運営状況の報告）